

弁護士法人四谷麹町法律事務所

YOTSUYA-KOJIMACHI LAW OFFICE

Q 136. 退職勧奨のやり取りを無断録音された場合、その録音記録は訴訟で証拠として認められますか？

退職勧奨のやり取りは、無断録音されていることが多い、録音記録が訴訟で証拠として提出された場合は、証拠として認められてしまうのが通常です。

退職勧奨を行う場合は、感情的にならないよう普段以上に心掛け、無断録音されても不都合がないようにして下さい。

経営労働相談のご予約 TEL:03-3221-7137

〒102-0083 東京都千代田区麹町5丁目2番地 K-WINGビル7階